

改正案	現行
<p>第三章 高齢者等の再就職の促進等</p> <p>第一節 事業主による高齢者等の再就職の援助等（第六条 — 第六条の六）</p> <p>（再就職援助措置の対象となる高齢者等の範囲等）</p> <p>第六条（第一項 略）</p> <p>2 法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことによる退職とする。</p> <p>3 法第十六条第二項の規定による離職者の数の算定は、同一の事業 （多数離職の届出の対象となる高齢者等の数等） 第六条の二（第一項及び第二項 略）</p>	<p>第三章 高齢者等の再就職の促進等</p> <p>第一節 事業主による高齢者等の再就職の援助等（第六条 — 第六条の六）</p> <p>（再就職援助の措置の対象となる高齢者等の範囲等）</p> <p>第六条（第一項 略）</p> <p>2 法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>一 一定年</p> <p>二 解雇（自己の責めに帰すべき理由によるもの及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたことによるものを除く。）その他の事業主の都合</p> <p>三 継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところによる退職</p> <p>（多数離職の届出の対象となる高齢者等の数等）</p> <p>第六条の二（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 法第十六条第二項の規定による離職者の数の算定は、同一の事業</p>

所において、一月以内の期間に、法第十五条第一項に規定する解雇等により離職する対象高年齢者等の数を合計することにより行うものとする。ただし、当該離職に係る高年齢者等のうちに既に雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定に基づいて行われた届出（同法第二十四条第五項の規定により同法第二十八条第一項の大量雇用変動の届出をしたものとされる同法第二十四条第三項の認定の申請を含む。）に係る者（当該多数離職の届出に係る期間において法第十五条第一項に規定する解雇等により離職する者に限る。）がある場合には、その者を当該合計数から控除するものとする。

（求職活動支援書の作成等）

第六条の三 事業主は、法第十七条第一項の求職活動支援書（以下「求職活動支援書」という。）を作成する前に、離職することとなっている対象高年齢者等（以下「高年齢離職予定者」という。）に共通して講じようとする再就職援助措置の内容について、当該求職活動支援書に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴くものとする。

（第二項から第八項まで 略）

第五章 シルバー人材センター等

所において、一月以内の期間に、前条第二項各号に掲げる理由により離職する対象高年齢者等の数を合計することにより行うものとする。ただし、当該離職に係る高年齢者等のうちに既に雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定に基づいて行われた届出（同法第二十四条第五項の規定により同法第二十八条第一項の大量雇用変動の届出をしたものとされる同法第二十四条第三項の認定の申請を含む。）に係る者（当該多数離職の届出に係る期間において前条第二項各号に掲げる理由により離職する者に限る。）がある場合には、その者を当該合計数から控除するものとする。

（求職活動支援書の作成等）

第六条の三 事業主は、法第十七条第一項の求職活動支援書（以下「求職活動支援書」という。）を作成する前に、離職することとなっている対象高年齢者等（以下「高年齢離職予定者」という。）に共通して講じようとする再就職援助の措置の内容について、当該求職活動支援書に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴くものとする。

（第二項から第八項まで 略）

第五章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター

(無料の職業紹介事業の届出等)

第二十四条の四 法第四十二条第二項の規定により無料の職業紹介事業を行おうとするシルバー人材センターは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「管轄都道府県労働局長」という。)に届け出なければならない。

(第二項 略)

3 管轄都道府県労働局長は、第一項の届出を受理したときは、受理した日付を届け出た者に通知しなければならない。

(第四項 略)

5 法第四十二条第二項の規定により届出をして無料の職業紹介事業を行うシルバー人材センターがその事業の全部又は一部を廃止したときは、その旨を、当該廃止の日から十日以内に、文書により、管轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(第六項 略)

(報告書の提出等)

第二十四条の五 法第四十二条第二項の規定により届出をして無料

第一節 シルバー人材センター

(無料の職業紹介事業の届出等)

第二十四条の四 法第四十二条第二項の規定により無料の職業紹介事業を行おうとするシルバー人材センターは、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。)の長を経て、都道府県労働局長に届け出なければならない。

(第二項 略)

3 管轄公共職業安定所の長は、第一項の届出を受理したときは、受理した日付を届け出た者に通知しなければならない。

(第四項 略)

5 法第四十二条第二項の規定により届出をして無料の職業紹介事業を行うシルバー人材センターがその事業の全部又は一部を廃止したときは、その旨を、当該廃止の日から十日以内に、文書により、管轄公共職業安定所の長を経て、都道府県労働局長に届け出なければならない。

(第六項 略)

(報告書の提出等)

第二十四条の五 法第四十二条第二項の規定により届出をして無料の

の職業紹介事業を行うシルバー人材センターは、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、帳簿書類を備え付けるとともに、報告書を作成し、これを管轄都道府県労働局長を経て、職業安定局長に提出しなければならない。

2 管轄都道府県労働局長は、前項の報告書を受理したときは、速やかにこれを職業安定局長に送付しなければならない。

(一般労働者派遣事業の届出)

第二十四条の六 法第四十二条第五項の規定により一般労働者派遣事業を行おうとするシルバー人材センターは、管轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

第七章 雑則

(高年齢者の雇用状況の報告)

第三十三条 事業主は、毎年、六月一日現在における定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況を翌月十五日までに、高年齢者雇用状況報告書(様式第二号)により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業

職業紹介事業を行うシルバー人材センターは、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、帳簿書類を備え付けるとともに、報告書を作成し、これを管轄公共職業安定所の長を経て、職業安定局長に提出しなければならない。

2 管轄公共職業安定所の長は、前項の報告書を受理したときは、速やかにこれを都道府県労働局長を経て職業安定局長に送付しなければならない。

(一般労働者派遣事業の届出)

第二十四条の六 法第四十二条第五項の規定により一般労働者派遣事業を行おうとするシルバー人材センターは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「管轄都道府県労働局長」という。)に届け出なければならない。

第七章 雑則

(高年齢者の雇用状況の報告)

第三十三条 事業主は、毎年、六月一日現在における定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況を翌月十五日までに、高年齢者雇用状況報告書(様式第二号)により、管轄公共職業安定所の長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。

安定所」という。)の長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。

(第二項 略)

(権限の委任)

第三十四条 法第五十四条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号から第三号まで及び第七号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第十条に規定する厚生労働大臣の権限

二 法第十七条の二に規定する厚生労働大臣の権限

三 法第十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣の権限

四 法第四十二条第二項(法第四十五条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣の権限

五 法第四十二条第五項(法第四十五条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣の権限。

六 法第四十二条第六項において読み替えて適用する労働者派遣法第五条第二項並びに法第四十二条第六項において適用する労働者派遣法第十一条第一項、第十三条第一項及び第二十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

七 法第五十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限

2 法第五十四条第二項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる権限は、管轄公共職業安定所の長に委任する。た

(第二項 略)

(権限の委任)

第三十四条 法第五十四条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第十七条の二に規定する厚生労働大臣の権限

二 法第十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣の権限

三 法第四十二条第二項(法第四十五条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣の権限

四 法第四十二条第五項(法第四十五条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣の権限

五 法第四十二条第六項において読み替えて適用する労働者派遣法第五条第二項並びに法第四十二条第六項において適用する労働者派遣法第十一条第一項、第十三条第一項及び第二十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

六 法第五十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限

2 法第五十四条第二項の規定により、前項第一号、第二号及び第六号に掲げる権限は、管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、

だし、都道府県労働局長が前項第一号から第三号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

附則

6 法附則第六条の規定により読み替えて適用する法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

- 一 定年
- 二 解雇（自己の責めに帰すべき理由によるもの及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたことによるものを除く。）その他事業主の都合
- 三 継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところによる退職

7 法附則第六条の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の厚生労働省令で定める理由は、法第九条第二項又は附則第五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことによる退職とする。

都道府県労働局長が前項第一号及び第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

附則